

研修 E**利用者の視点に立った公文書館**

秋田大学教育文化学部

渡 辺 英 夫

秋田大学 渡辺氏

1 報告の目的

公文書等の管理に関する法律が2011（平成23）年4月に全面施行され、国民にとって現用公文書の開示請求から非現用となった歴史公文書の閲覧請求へと利用幅が大きく拡大された。同法律第34条は地方公共団体に対して文書管理に関する努力義務を課している。秋田県大仙市では2017（平成29）年4月に公文書館の開館を予定し、2016年度中の公文書管理規則改定に向けて準備を進めている。

地方公共団体に設置された公文書館は、現用公文書から将来の貴重な歴史資料となり得る公文書を選別保存し、地域住民の利用に供する役割が一層強く求められる。これまで以上に利用の促進をはかるべきだし、利用者の声に耳を傾けなければならない。そこで、本研修では特定歴史公文書に的を絞って実際の史料調査を試み、その実例から史料の保全と利便性の向上について問題提起をしたい。

2 調査事例を通して

勤務先大学の1年次必修科目「地域学基礎」の一つのコースとして「地域の歴史を調べる」

をテーマに掲げて受講生を募集したところ3名の受講生があった。授業では古文書の読めない彼らに、公文書から地域の現代史を解明する歴史研究の基本的手法について指導しようと考え、題材として1983（昭和58）年5月26日に発生した日本海中部地震を取り上げた。また併せて、本報告に向けて市民が公文書を利用する際の現実的諸課題についても探ろうと試みた。

最初に、大学図書館や県立図書館及び秋田県の県政情報資料室等を利用し、新聞をはじめ『県史』や『市町村史』、県や市の行政刊行物、そして各種学会の調査報告書等によってこの地震の概要を把握した。その上で、個人情報に関わる公文書の閲覧には問題があるため、教育施設での建物被害に的を絞り、海岸部と内陸部を比較できるよう調査対象地域を能代市・男鹿市・秋田市・大仙市・横手市・秋田県の6地域とした。この中で、秋田県は1993（平成5）年11月に公文書館を開設しており、秋田市は2013（平成25）年に公文書管理条例を施行し公文書館機能を市民に提供している。

次に各市の総務部等担当部課に授業協力（情報提供）の依頼を文書でおこなったところ一様に丁寧で素早い対応があり、それぞれ

の行政刊行物を見るよう教示を受けた。さらに秋田市と大仙市は関連公文書の探索を約束し、県公文書館は移管文書の選別作業に着手する旨の回答を得た。その後、各市の担当者と電話やメールで事前調査を繰り返したが、公文書館機能のない自治体では行政刊行物以外の公文書はないとの返答で、調査は打ち切りとなった。

以上の事前調査を踏まえ、秋田市・大仙市及び秋田県公文書館において日本海中部地震に関する各種簿冊ファイルや議会議事録等の特定歴史公文書を閲覧し、写真撮影によって史料を入手した。

3 市民に開かれた公文書館を求めて

今回の調査は、わずか32年前の昭和の時代を調べるものだった。しかしながらその記録媒体は意外なほど劣化の危機に曝されていることがわかった。青焼き（湿式）コピーは退色し判読困難になりつつあり、そもそもの紙質の劣化により紙の形態をいつまで留めていられるのか危惧されるものさえ存在する。セロテープや糊などで貼り付けられた写真資料がいつ剥落してもおかしくないものが多数認められ、クリップやホチキスなど金具類が紙に錆を浮かせている。これらを考えると、公文書館は日々公文書を作成する現場に対し、その公文書が将来の歴史資料になり得ることを指摘し、将来の保存に耐えられる形態に配慮するよう働きかけることも必要だろう。公文書館は単に文書の移管を待つのではなく、作成の現場に向かって将来の保存に向けた提案をすべきだと思う。

特定歴史公文書は量が多く、目録作成には多大な労力と時間を要するだろう。だが、利用者と史料を結び付ける唯一の手段は目録である。書庫の配架状況を視認できない利用者にとって、見たい史料に辿り着ける唯一の手がかりは目録しかない。この点を十分考慮し、ヒット率の高い目録作成に努めて貰いたい。

公文書が簿冊ファイル形式で保管されている場合、歴史資料としては簿冊全体を一括保存することが重要で、簿冊に綴られた個別の公文書を選別して廃棄するようなことは避けるべきである。その際、出納と保管の観点からは簿冊名が有効だが、利用者には簿冊内一件ごとの件名の方が重要なので、目録作成に当たっては簿冊名と件名のどちらを表題とし、どちらを備考に表記するか慎重に検討する必要がある。そして、史料名は解り易く、記号番号も簡潔にして、閲覧複写の申請手続きには簡素化を図り、利用者には申請書の控を提供するなどサービス向上を図ってもらいたい。

今回の調査により、行政刊行物がまとめられると、その基となった公文書がほとんど残されない事実が判明した。報告書を作成するには様々な基礎データが集められたはずだが、県でも市でもそれら一次調査の原典を見つけることができなかった。かつて自治体史が刊行されたとき、最も大切な筈の古文書が散逸してしまった例に似ている。歴史研究には編纂された加工物ではなく第一次史料が欠かせない。これまで役所の仕事は報告書をまとめることが主眼だったから、この点は公文書館の問題というよりも日々公文書の作成に当たる現場担当者の意識改革に働きかけなければならない課題だろう。

調査では必要な特定歴史公文書を写真撮影によって入手したが、それらは自治体ごとに色々な簿冊形式で保存されており、概して分厚い簿冊ファイル形式が多い。それは保存には適しているが、必要な公文書を選んで撮影するには阻害要因となる。分厚いファイルの綴じ目部分が撮影した画像では判読できない場合が多い。ファイルをばらし必要な史料を取り出して撮影すればこの問題は解消されるが、保管の観点からは問題があつて非現実的だ。これは利用と保存の相克であり、解消しなければならない課題である。

また、当該の特定歴史公文書は数年前までは有期限文書で、情報公開条例によって開示請求が認められると電子コピーによる複写が許された。ところが、特定歴史公文書になると将来にわたる保存の観点から電子コピーは許されない。利用者は特定歴史公文書を写真撮影しなければならないが、市民にとって文書撮影は馴染みのない行為だろう。そこで、ブックスキャナなど、より簡便で利用しやすい手段の提供について考える必要がある。史料保存と利便性の向上という両面を採る方途

について検討して貰いたい。

今回の調査で明らかになったのは、公文書館の開館日と開館時間が極めて重要だという点である。学生は授業のない土日・祝日と、夕方夜間の時間帯しか利用できない。これは、仕事を持つ多くの市民にも当てはまる。この点は最も基本的で重要な要件でありながら、利用者には関与できない内規で定められる事項である。公文書館は利用者の立場に立って利用の実際を考える視点が欠かせない。